

2018年1月25日

報道各位

東京都生活衛生同業組合連合会
東京都麻雀業協同組合
東京都たばこ商業協同組合連合会
一般社団法人日本たばこ協会

東京都受動喫煙防止条例に関する署名活動の結果について

現在、東京都で検討されている「東京都受動喫煙防止条例（仮称）」について、我々業界の意見・要望を反映していただくために署名活動を実施したところ、1月19日現在、約18万筆という多くの皆様からご賛同の声をいただきました。

要望趣旨

- ・受動喫煙防止条例の検討にあたっては、都民や事業者の声に耳を傾け、慎重な議論がなされることを望みます。
- ・私たちは、お客様と事業者が「喫煙」「分煙」「禁煙」の店舗を自由に選択できる多様な社会を求めます。

私たちは、決して「受動喫煙防止の取組み」自体に反対するものではなく、「受動喫煙防止の取組み」を推進していくことは重要であると認識しています。

しかしながら、東京都受動喫煙防止条例（仮称）の基本的な考え方で示されている検討案では、喫煙専用室の設置は認められているものの、お客様や事業者の実態に応じた受動喫煙防止対策とは言えず、特に小規模店では店舗の広さや費用面から喫煙専用室の設置が困難な場合も多いことから、双方に与える影響は多大なものがあると危惧しています。

また、現在国で健康増進法の改正が検討されている中、東京都独自の条例を法律に先行して制定した場合、二つの規制が輻輳することで、多くの都民・訪日外国人・事業者の混乱を招くことも懸念されるため、性急な条例制定は避けるべきと考えております。

これからもたばこを吸われる方・吸われない方が協調して共存できる社会に向けて関連業界が一致協力し、個々のお店や施設の実情、これまで私たちが行ってきた取り組み等を踏まえた「受動喫煙防止の取組み」を推進してまいります。今後とも是非、ご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

署名の結果は次のとおりです。ご支援いただきました皆様に感謝申し上げます。

今後、東京都知事、都議会議長等にお渡ししたいと考えております。署名の趣旨にご賛同いただける方々の更なるご協力をお願ひいたします。

署名結果 : 177, 697 筆

参考) 都民、事業者意見等

<業界団体から都への意見書提出>

- ・ 29 第 78 号「一律的で過度な受動喫煙防止条例の制定に反対することに関する陳情」東京都社交飲食業生活衛生同業組合
2017 年 8 月 30 日受理 ⇒ 現在「継続審査」
- ・ 29 第 87 号「東京都受動喫煙防止条例（仮称）に関する陳情」東京都生活衛生同業組合連合会
2017 年 10 月 2 日受理 ⇒ 現在「継続審査」
- ・ 29 第 88 号「東京都における受動喫煙防止対策に関する陳情」東京都たばこ商業協同組合連合会
2017 年 10 月 3 日受理 ⇒ 現在「継続審査」

<東京都が実施した各種調査結果>

1. パブリックコメント (11/27 都による公表結果より)
 - ✓ 考え方について、反対が賛成を大きく上回る
 - 反対・一部反対が 8,192 件、賛成が 6,464 件
2. 意識調査 (11/27 都による公表結果より)
 - ✓ 全国一律の法律を望んでいる 65.5%
3. 飲食店調査 (11/27 都による公表結果より)
 - ✓ 条例による規制はして欲しくない 64.2%
 - ✓ お客様や売上が減少する恐れがある 56.9%

<基礎自治体から都（都議会）への意見書提出状況>

- ・ 2017 年度 第 4 回定例会にて 23 自治体の議会が可決、都へ意見書を提出
- ・ 神奈川・兵庫の各条例制定時は検討委員会の開催や関係団体ヒアリングが実施されたが、東京都においては規制の影響を受ける関係団体に対し、条例案に関する意見を述べる場が現時点ではない

<その他>

- ・ 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例では、麻雀店・パチンコ店等の風営法対象施設は措置が努力義務
- ・ 兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例では、麻雀店・パチンコ店等の風営法対象施設は規制対象施設に含まれていない

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

東京都生活衛生同業組合連合会

(東京都飲食業生活衛生同業組合) : 03-3541-6619

東京都麻雀業協同組合 : 03-5829-6342

東京都たばこ商業協同組合連合会 : 03-3453-6346

一般社団法人日本たばこ協会 : 03-3434-3661